

佐賀県立図書館施設使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第24号

佐賀県立図書館施設使用料条例等の一部を改正する条例
(佐賀県立図書館施設使用料条例の一部改正)

第1条 佐賀県立図書館施設使用料条例(昭和37年佐賀県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
区分		使用料(円)			区分		使用料(円)		
		暖・冷房しない場合	暖房する場合	冷房する場合			暖・冷房しない場合	暖房する場合	冷房する場合
会議室	4時間まで	<u>1,150</u>	<u>1,250</u>	<u>2,090</u>	会議室	4時間まで	<u>1,180</u>	<u>1,290</u>	<u>2,160</u>
	加算額	210	<u>310</u>	<u>510</u>		加算額	210	<u>320</u>	<u>540</u>
展示ホール	1日	<u>2,830</u>			展示ホール	1日	<u>2,910</u>		
(注) 略					(注) 略				

(佐賀県ヨットハーバー条例の一部改正)

第2条 佐賀県ヨットハーバー条例(昭和63年佐賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料(別表に掲げる給水施設に係る使用料を除く。)の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。	第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料(別表に掲げる給水施設に係る使用料を除く。)の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。
(1) 略	(1) 略
(2) 財団法人佐賀県体育協会(昭和47年4月1日に財団法人佐	(2) 公益財団法人佐賀県体育協会に加盟する団体が主催する体

改正前				改正後			
<p>賀県体育協会という名称で設立された法人をいう。)に加盟する団体が主催する体育行事(スポーツ行事を含む。)又はその団体が行う選手の養成及びその資質の向上を図るための練習にヨットハーバーを使用する場合</p> <p>(3) 略</p> <p>別表(第3条関係)</p>				<p>育行事(スポーツ行事を含む。)又はその団体が行う選手の養成及びその資質の向上を図るための練習にヨットハーバーを使用する場合</p> <p>(3) 略</p> <p>別表(第3条関係)</p>			
区分		使用単位	使用料(円)	納期			
研修室		1 9時から13時まで 又は13時から17時までの間において使用する場合	<u>3,390</u>	使用日の 1週間前			
		2 9時から17時までの間において使用する場合(1に該当する場合を除く。)	<u>6,780</u>				
略							
宿泊室	小学校児童 中学校生徒 高等学校生徒	1人1泊につき	<u>220</u>	使用日の 1週間前			
	上に掲げる者 以外の者	1人1泊につき	<u>450</u>				
艇置場		1艇1日につき	<u>560</u>	使用の際			
		1艇1月につき	<u>7,910</u>			使用日の	
区分		使用単位	使用料(円)	納期			
研修室		1 9時から13時まで 又は13時から17時までの間において使用する場合	<u>3,480</u>	使用日の 1週間前			
		2 9時から17時までの間において使用する場合(1に該当する場合を除く。)	<u>6,960</u>				
略							
宿泊室	小学校児童 中学校生徒 高等学校生徒	1人1泊につき	<u>230</u>	使用日の 1週間前			
	上に掲げる者 以外の者	1人1泊につき	<u>460</u>				
艇置場		1艇1日につき	<u>580</u>	使用の際			
		1艇1月につき	<u>8,130</u>			使用日の	

改正前				改正後			
	1 艇 1 年につき	<u>79,100</u>	1 週間前		1 艇 1 年につき	<u>81,300</u>	1 週間前
給水施設	30分につき	<u>220</u>	使用の際	給水施設	30分につき	<u>230</u>	使用の際
注 略				注 略			

(佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部改正)

第3条 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
(施設使用料)					(施設使用料)				
第4条 博物館の展示室及び茶室並びに美術館の展示室、ホール、 <u>画廊及び研修室</u> を使用しようとする者は、別表第1に掲げる額の施設使用料を納入しなければならない。					第4条 博物館の展示室及び茶室並びに美術館の展示室、ホール及 <u>び画廊</u> を使用しようとする者は、別表第1に掲げる額の施設使用料を納入しなければならない。				
別表第1 （第4条関係）					別表第1 （第4条関係）				
施設使用料					施設使用料				
区分		使用単位	使用料（円）		区分		使用単位	使用料（円）	
			冷暖房しない場合	冷暖房する場合				冷暖房しない場合	冷暖房する場合
博物館	1号展示室	1日	<u>2,510</u>	<u>5,550</u>	博物館	1号展示室	1日	<u>2,590</u>	<u>5,720</u>
	2号展示室	1日	<u>6,920</u>	<u>12,480</u>		2号展示室	1日	<u>7,120</u>	<u>12,850</u>
	3号展示室	1日	<u>8,810</u>	<u>16,050</u>		3号展示室	1日	<u>9,070</u>	<u>16,520</u>
	大展示室	1日	<u>9,750</u>	<u>23,510</u>		大展示室	1日	<u>10,040</u>	<u>24,190</u>
	中展示室	1日	<u>1,460</u>	<u>3,150</u>		中展示室	1日	<u>1,510</u>	<u>3,240</u>
	茶室	1日	<u>4,710</u>	<u>4,710</u>		茶室	1日	<u>4,860</u>	<u>4,860</u>

改正前					改正後								
美術館	2号展示室		1日	<u>4,200</u>	<u>7,350</u>	美術館	2号展示室		1日	<u>4,320</u>	<u>7,560</u>		
	3号展示室		1日	<u>4,300</u>	<u>7,130</u>		3号展示室		1日	<u>4,420</u>	<u>7,340</u>		
	4号展示室		1日	<u>5,550</u>	<u>9,860</u>		4号展示室		1日	<u>5,720</u>	<u>10,150</u>		
	画廊		1日	<u>1,560</u>	<u>2,610</u>		画廊		1日	<u>1,720</u>	<u>2,800</u>		
	研修室		1日	<u>1,980</u>	<u>3,150</u>								
美術館ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等が500円以下の場合		平日	9時～12時	<u>9,450</u>	<u>12,280</u>	美術館ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等が500円以下の場合		平日	9時～12時	<u>9,720</u>	<u>12,630</u>
				13～17	<u>12,600</u>	<u>18,900</u>					13～17	<u>12,960</u>	<u>19,440</u>
				18～22	<u>15,750</u>	<u>23,610</u>					18～22	<u>16,200</u>	<u>24,300</u>
				9～17	<u>21,000</u>	<u>31,500</u>					9～17	<u>21,600</u>	<u>32,400</u>
				13～22	<u>27,300</u>	<u>40,950</u>					13～22	<u>28,080</u>	<u>42,120</u>
			9～22	<u>35,700</u>	<u>53,550</u>	9～22				<u>36,720</u>	<u>55,080</u>		
			土、日曜日、祝日	9時～12時	<u>12,280</u>	<u>15,110</u>				土、日曜日、祝日	9時～12時	<u>12,630</u>	<u>15,550</u>
				13～17	<u>16,370</u>	<u>22,670</u>					13～17	<u>16,840</u>	<u>23,320</u>
				18～22	<u>20,460</u>	<u>28,350</u>					18～22	<u>21,060</u>	<u>29,160</u>
				9～17	<u>27,300</u>	<u>37,800</u>					9～17	<u>28,080</u>	<u>38,880</u>
	13～22	<u>35,480</u>		<u>49,130</u>	13～22	<u>36,500</u>	<u>50,540</u>						
	9～22	<u>46,400</u>	<u>64,250</u>	9～22	<u>47,730</u>	<u>66,090</u>							
	入場料等を徴収する場	500円を超え1,000円以下の場合	平日	9時～12時	<u>14,160</u>	<u>17,000</u>	入場料等を徴収する場	500円を超え1,000円以下の場合	平日	9時～12時	<u>14,580</u>	<u>17,490</u>	
				13～17	<u>18,900</u>	<u>25,200</u>				13～17	<u>19,440</u>	<u>25,920</u>	
18～22				<u>23,610</u>	<u>31,500</u>	18～22				<u>24,300</u>	<u>32,400</u>		
9～17				<u>31,500</u>	<u>42,000</u>	9～17				<u>32,400</u>	<u>43,200</u>		

改正前						改正後						
	合			13 ~22	<u>40,950</u>	<u>54,600</u>				13 ~22	<u>42,120</u>	<u>56,160</u>
				9 ~22	<u>53,550</u>	<u>71,400</u>				9 ~22	<u>55,080</u>	<u>73,440</u>
			土、日曜日、祝日	9時~12時	<u>18,360</u>	<u>21,200</u>	土、日曜日、祝日		9時~12時	<u>18,900</u>	<u>21,810</u>	
				13 ~17	<u>24,560</u>	<u>30,860</u>			13 ~17	<u>25,270</u>	<u>31,750</u>	
				18 ~22	<u>30,650</u>	<u>38,530</u>			18 ~22	<u>31,530</u>	<u>39,630</u>	
				9 ~17	<u>40,950</u>	<u>51,450</u>			9 ~17	<u>42,120</u>	<u>52,920</u>	
				13 ~22	<u>53,230</u>	<u>66,880</u>			13 ~22	<u>54,750</u>	<u>68,790</u>	
				9 ~22	<u>69,600</u>	<u>87,450</u>			9 ~22	<u>71,600</u>	<u>89,960</u>	
		1,000円を超える場合	平日	9時~12時	<u>18,900</u>	<u>21,730</u>	平日	9時~12時	<u>19,440</u>	<u>22,350</u>		
				13 ~17	<u>25,200</u>	<u>31,500</u>		13 ~17	<u>25,920</u>	<u>32,400</u>		
				18 ~22	<u>31,500</u>	<u>39,360</u>		18 ~22	<u>32,400</u>	<u>40,500</u>		
				9 ~17	<u>42,000</u>	<u>52,500</u>		9 ~17	<u>43,200</u>	<u>54,000</u>		
				13 ~22	<u>54,600</u>	<u>68,250</u>		13 ~22	<u>56,160</u>	<u>70,200</u>		
				9 ~22	<u>71,400</u>	<u>89,250</u>		9 ~22	<u>73,440</u>	<u>91,800</u>		
	土、日曜日、祝日			9時~12時	<u>24,560</u>	<u>27,400</u>		土、日曜日、祝日	9時~12時	<u>25,270</u>	<u>28,180</u>	
		13 ~17	<u>32,750</u>	<u>39,050</u>	13 ~17	<u>33,690</u>	<u>40,170</u>					
		18 ~22	<u>40,950</u>	<u>48,810</u>	18 ~22	<u>42,120</u>	<u>50,220</u>					
		9 ~17	<u>54,600</u>	<u>65,100</u>	9 ~17	<u>56,160</u>	<u>66,960</u>					
		13 ~22	<u>70,970</u>	<u>84,620</u>	13 ~22	<u>73,000</u>	<u>87,040</u>					
		9 ~22	<u>92,810</u>	<u>110,660</u>	9 ~22	<u>95,470</u>	<u>113,830</u>					
	(注) 略						(注) 略					

(佐賀県立名護屋城博物館条例の一部改正)

第4条 佐賀県立名護屋城博物館条例(平成5年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後					
別表第1 (第6条関係)						別表第1 (第6条関係)					
施設使用料						施設使用料					
区分		使用単位		使用料(円)		区分		使用単位		使用料(円)	
				冷暖房をしない場合	冷暖房をする場合					冷暖房をしない場合	冷暖房をする場合
企画展示室		午前9時から午後5時まで		<u>4,330</u>	左欄に掲げる額につき540円を加えた額	企画展示室		午前9時から午後5時まで		<u>4,450</u>	左欄に掲げる額につき550円を加えた額
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の額が500円以下の場合	平日	午前9時から午前12時まで	<u>9,450</u>	左欄に掲げる額につき1,580円を加えた額	ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の額が500円以下の場合	平日	午前9時から午前12時まで	<u>9,720</u>	左欄に掲げる額につき1,620円を加えた額
			午後1時から午後5時まで	<u>12,600</u>					午後1時から午後5時まで	<u>12,960</u>	
			午後6時から午後10時まで	<u>15,750</u>					午後6時から午後10時まで	<u>16,200</u>	
			午前9時から午後5時まで	<u>21,000</u>					午前9時から午後5時まで	<u>21,600</u>	
			午後1時から午後10時まで	<u>27,300</u>					午後1時から午後10時まで	<u>28,080</u>	

改正前					改正後				
			午前9時から 午後10時まで	<u>35,700</u>				午前9時から 午後10時まで	<u>36,720</u>
		土曜日	午前9時から 午前12時まで	<u>12,280</u>			土曜日	午前9時から 午前12時まで	<u>12,630</u>
		日曜日	午後1時から 午後5時まで	<u>16,370</u>			日曜日	午後1時から 午後5時まで	<u>16,840</u>
		祝日	午後6時から 午後10時まで	<u>20,460</u>			祝日	午後6時から 午後10時まで	<u>21,060</u>
			午前9時から 午後5時まで	<u>27,300</u>				午前9時から 午後5時まで	<u>28,080</u>
			午後1時から 午後10時まで	<u>35,480</u>				午後1時から 午後10時まで	<u>36,500</u>
			午前9時から 午後10時まで	<u>46,400</u>				午前9時から 午後10時まで	<u>47,730</u>
	入場料等の 額が500円 を超え1,000 円以下の場合	平日	午前9時から 午前12時まで	<u>14,160</u>		入場料等の 額が500円 を超え1,000 円以下の場合	平日	午前9時から 午前12時まで	<u>14,580</u>
			午後1時から 午後5時まで	<u>18,900</u>				午後1時から 午後5時まで	<u>19,440</u>
			午後6時から 午後10時まで	<u>23,610</u>				午後6時から 午後10時まで	<u>24,300</u>
			午前9時から 午後5時まで	<u>31,500</u>				午前9時から 午後5時まで	<u>32,400</u>
			午後1時から 午後10時まで	<u>40,950</u>				午後1時から 午後10時まで	<u>42,120</u>

改正前					改正後				
			午前9時から 午後10時まで	<u>53,550</u>				午前9時から 午後10時まで	<u>55,080</u>
		土曜日	午前9時から 午前12時まで	<u>18,360</u>			土曜日	午前9時から 午前12時まで	<u>18,900</u>
		日曜日	午後1時から 午後5時まで	<u>24,560</u>			日曜日	午後1時から 午後5時まで	<u>25,270</u>
		祝日	午後6時から 午後10時まで	<u>30,650</u>			祝日	午後6時から 午後10時まで	<u>31,530</u>
			午前9時から 午後5時まで	<u>40,950</u>				午前9時から 午後5時まで	<u>42,120</u>
			午後1時から 午後10時まで	<u>53,230</u>				午後1時から 午後10時まで	<u>54,750</u>
			午前9時から 午後10時まで	<u>69,600</u>				午前9時から 午後10時まで	<u>71,600</u>
	入場料等の 額が1,000 円を超える 場合	平日	午前9時から 午前12時まで	<u>18,900</u>		入場料等の 額が1,000 円を超える 場合	平日	午前9時から 午前12時まで	<u>19,440</u>
			午後1時から 午後5時まで	<u>25,200</u>				午後1時から 午後5時まで	<u>25,920</u>
			午後6時から 午後10時まで	<u>31,500</u>				午後6時から 午後10時まで	<u>32,400</u>
			午前9時から 午後5時まで	<u>42,000</u>				午前9時から 午後5時まで	<u>43,200</u>
			午後1時から 午後10時まで	<u>54,600</u>				午後1時から 午後10時まで	<u>56,160</u>

改正前					改正後				
			午前9時から 午後10時まで	<u>71,400</u>				午前9時から 午後10時まで	<u>73,440</u>
		土曜日	午前9時から 午前12時まで	<u>24,560</u>			土曜日	午前9時から 午前12時まで	<u>25,270</u>
		日曜日	午後1時から 午後5時まで	<u>32,750</u>			日曜日	午後1時から 午後5時まで	<u>33,690</u>
		祝日	午後6時から 午後10時まで	<u>40,950</u>			祝日	午後6時から 午後10時まで	<u>42,120</u>
			午前9時から 午後5時まで	<u>54,600</u>				午前9時から 午後5時まで	<u>56,160</u>
			午後1時から 午後10時まで	<u>70,970</u>				午後1時から 午後10時まで	<u>73,000</u>
			午前9時から 午後10時まで	<u>92,810</u>				午前9時から 午後10時まで	<u>95,470</u>
注 略					注 略				

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部改正)

第5条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例（平成16年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 （第6条関係）			別表第1 （第6条関係）		
施設使用料			施設使用料		
施設区分	使用単位	使用料（円）	施設区分	使用単位	使用料（円）
外御書院（一之間）	午前9時30分から正午ま	<u>400</u>	外御書院（一之間）	午前9時30分から正午ま	<u>410</u>

改正前			改正後		
	で			で	
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>800</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>820</u>
外御書院（二之間）	略		外御書院（二之間）	略	
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>500</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>510</u>
外御書院（三之間）	略		外御書院（三之間）	略	
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>600</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>610</u>
外御書院（四之間）	略		外御書院（四之間）	略	
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>600</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>610</u>
外御書院（東廊下）	略		外御書院（東廊下）	略	
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>600</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>610</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,400</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,440</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>900</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>920</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,000</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,020</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,000</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,020</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>500</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>510</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>500</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>510</u>

改正前			改正後		
御座間・堪忍所	午前 9 時30分から正午まで	<u>400</u>	御座間・堪忍所	午前 9 時30分から正午まで	<u>410</u>
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>900</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>920</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,500</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,540</u>
注 略			注 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の佐賀県立図書館施設使用料条例の規定、第 2 条の規定による改正後の佐賀県ヨットハーバー条例別表の規定、第 3 条の規定による改正後の佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例別表第 1 の規定、第 4 条の規定による改正後の佐賀県立名護屋城博物館条例の規定及び第 5 条の規定による改正後の佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。